

武雄市農業委員会

平成30年4月総会議事録

平成30年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年4月5日(木)
(開会)午後14時00分 (閉会)午後15時30分
2. 場 所 杵藤地区広域市町村圏組合大会議室
3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信		○
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千 代 喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝		○
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項
- | | | |
|-------|--------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 11件 |
| 議案第4号 | 農地転用後の事業計画変更 及び 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第5号 | 農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第6号 | 農業振興地域内、農用地からの除外について | |
| 議案第7号 | 武雄市非農地証明について | 4件 |
| 議案第8号 | 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について | 1件 |
| 議案第9号 | 武雄市農業委員会規程の一部を変更する規程の制定について | |

議案第 10 号 武雄市農業委員会事務局処務規定の一部を改正する規程の制定について
議案第 11 号 武雄市農業委員会農地基本台帳管理規程の全部改正について
報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について 1 件

5. 議事内容 以降記載

《事務局職員の人事異動について報告》

開会に先立ち、4月2日付け事務局職員の人事異動の報告及び対象職員のあいさつが行われた。

《開会》

事務局長 それではただ今から、平成30年4月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、23番 田栗 保信 委員、32番 坂口 正勝 委員より欠席の届け出があっております。欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 皆様こんにちは。新年度が始まりました。今年度もよろしくお願ひいたします。皆様におかれましては、春の農作業の忙しい中にご出席賜りお礼申し上げます。

農業改革の一環として行われている農業委員会の新制度移行について、本市では、2月20日から3月20日まで1か月間、農業委員と最適化推進委員の推薦・募集が行われました。区長会やJA等からの推薦により、双方の委員の候補者が上がってきたことをご報告申し上げます。

それでは、ただ今から平成30年4月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第11号までの審議をお願いいたします。その後に1件の報告を受ける予定です。

本日の議事録署名人に、1番 富永 茂人 委員、18番 境 重則 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局から報告してください。

事務局 先月皆様にご審議いただきました案件は4条・5条が11件ございました。このうち4条の2件、5条の8件については県知事の許可が出ています。○

○町の○○の件は県の開発許可の許可待ちで、転用許可はまだ出ておりません。

また、11月の総会でご審議いただきました○○町の○○の転用案件につきましては、引き続き保留です。

次に「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」については、工事新着状況報告が2件、工事完了報告が3件、農地復元報告が2件、報告が出ております。すべて県知事への報告になっております。

それと、九州新幹線西九州ルートの時時点での転用許可状況は資料のとおりです。5件の申請者が25件の許可を受けている状況です。現在、複線化の話が進んでおりますので、今後、東に向かって一時転用の許可が増えていくと思われま。

以上ご報告申し上げます。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 　　では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　申請番号1番。所有権移転。○○町の田9筆、計4,869㎡。申請事由は「生前贈与のため。」です。贈与のため農地代は発生しておりません。

申請番号2番。所有権移転。○○町の田1筆、3,542㎡。申請事由は「譲渡人が高齢のため維持管理ができないため」と「譲受人の経営規模拡大のため」です。農地の価格は10a当たり○○万円です。

申請番号3番。所有権移転。○○町の田3筆、計1,491㎡。申請事由は「申請地は譲受人の自宅前であり通作に便利である」こと、及び「譲受人の経営規模拡大のため」です。農地の価格は10a当たり○○万円です。

以上、3件とも判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 　　議案の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 　　特にないようですので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出をされております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆、947㎡。「住環境に適しているので共同住宅を建設し、土地の有効活用をしたい」という案件です。なお、申請人が所有する農地への進入路を含めて計画がされています。

この案件については、隣接農地の所有者の同意が取れていません。理由は「〇〇」とのことであったとの経緯書をいただいております。同意書は法定添付書類ではないので申請を受け付けております。

都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。農地は〇〇町の畑1筆、1,334㎡。「イノシシ被害により耕作できなくなったため植林したい。」という案件です。農振除外の許可済みです。一部既に植林がされているため始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。農地は〇〇町の畑1筆、142㎡。「自宅の建て替えを計画したが、地滑り地帯にされており、利用できる土地が狭いので、隣接する当該地に駐車場を整備したい。」という案件です。申請地の一部に小屋が既に建てられていたため、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、この3件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。〇〇委員さん、1番の件について何かございませんか。

〇〇番委員 特にはございません。

会 長 私から補足しますと、1番の案件で隣接農地の所有者同意が取れなかった理由について尋ねたところ、それは取れなくても仕方がないと私が判断しましたので、今回議案として出しております。

〇〇番委員 隣接する農地は現在耕作されていますか。

会 長 現在、「〇〇」で耕作されているそうです。
それでは、地元委員さんの補足説明は特にないようですので質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 申請地は「〇〇」は耕作していませんか。

〇〇番委員 申請地は「〇〇」の面積からは除外されています。ただ、耕作は「〇〇」の人間が行っています。

会 長 いいですか。(はい)。他に質疑もないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が11件提出をされています。この11件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計1,425㎡。「〇〇に関する業務を営んでいる者が、申請地を事業車両の駐車場として利用したい。」という案件です。農振除外の許可済みです。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得ると判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、101㎡。「長男家族が戻ってくることになったが、居住スペースが手狭なため、申請地を駐車場と一般住宅とし、長男に貸し付けたい。」という案件です。同時利用地の宅地を含め、163.75㎡で計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑1筆、計755㎡。「〇〇業を営んでいる者が、駐車場として借りている土地の一部を返還することになったこと、及び自宅西側の市道が狭くて危険なため、申請地を駐車場及び進入道路として整備し、駐車場については法人に貸し付けたい。」という案件です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田2筆、畑1筆、計888㎡。「〇〇を経営する者が、慢性的な駐車場不足解消のため、申請地を駐車場として増設したい。」という案件です。農振除外の許可済みです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、466㎡。「子供の成長に伴いアパートが手狭になってきたため、実家近くの申請地に一般住宅を建てたい。」という案件です。農振除外の許可済みです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。賃貸借権設定。〇〇町の田1筆、663㎡。「〇〇業を営む者が申請地を借りて資材置き場を増設したい。」という案件です。農振除外の許可済みです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番から11番までの5件は、すべて、九州新幹線の武雄トンネル工事に伴う、工事用道路及び作業用ヤードについての申請です。全て一時転用期間の満了に伴い、申請を更新するものです。

このうち7番、9番、11番については、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

8番については、都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

10番について、農地区分は「農用区域内にある農地」。許可基準の該当事項は「一時的な利用に関するために行うもの。」として許可しうる判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局から説明がありました。1番の案件につきましては、3月27日に調査委員会を行いましたので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年3月27日午後1時30分から調査委員会をD班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による1件の申請について審議しました。

申請番号1番の「駐車場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

一点目に、「現在、〇〇小学校の近くの土地を駐車場として利用されているが、その土地はどうするのか。」という質疑があり、これに対し、「その土地は、駐車場としては大雨で浸かって営業に支障が出るため、雨で濡れても支障がないコンテナ等の資材置場として利用する予定である。」という回答がありました。

2点目に「向かい側は飲食店だが、〇〇トラックについては駐車のみ利用か。」という質疑があり、これに対し「駐車のみ利用です。清掃等は、別の場所にある〇〇工場で行います。」と回答がありました。

3点目に「路面はバラス敷きとのことだが、市道にバラスを敷くというこ

とだが、市道へ出ないのか」という質疑があり、これに対し「定期的に清掃をし、管理したい。」と回答がありました。また委員会として、市道へ出ないように進入口付近にはコンクリートをする等検討を依頼しました。

4点目に「敷地内にパイプラインが入っているようだが、転用後に支障は出ないのか。」という質疑があり、その後、パイプラインの位置を確認したところ、隣接する道路のほうに入っていることが確認できました。支障はないようです。

5点目に「西側の田への入り口が申請地に入っているが、どうされるのか。」という質疑があり、これに対し「出入口については別に作る予定である。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、1件の審議について報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る2番から11番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 1番の案件ですが、ここは冠水しないのですか。

〇〇番委員 現在は〇〇小学校の南側に駐車場を持っておられます。ここはよく冠水して、どこからも入ってこれなくなり、車を動かさない状況になりますが、申請地は冠水しません。

〇〇番委員 造成高は道路並みですか。

〇〇番委員 道路並みです。

〇〇番委員 南側に農地がありますが、間の道が狭いようです。大型の農業機械が入ることもあると思います。安全面を考えると周囲にフェンス等を張らなくてよいでしょうか。

〇〇番委員 車両の歯止めを道から距離を取って設置するなど、農機具が通るときに迷惑がかからないようにという指導はしています。

事務局 周辺にはコンクリートブロック 3 段積みということで、計画がなされています。

〇〇番委員 申請地と隣接田は一枚田ですか。

〇〇番委員 1 枚田ですが、耕作者は同じです。

〇〇番委員 農地の価格は反当たりどれ位ですか。

事務局 反当たり〇〇万円です。

会 長 特に無いようですので、議案第 3 号の質疑をとどめます。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 1 1 件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 1 1 件の許可申請につきましても、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更 及び 農地法第 5 条の規定による許可申請》

会 長 次に、議案第 4 号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請 及び 農地法第 5 条の規定による許可申請が 1 件提出をされています。この 1 件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請および農地法第 5 条の許可申請です。

〇〇町の畑 1 筆、207㎡は同時利用地の宅地 948㎡を含んで、平成 29 年 9 月 26 日付けで宅地分譲の第 5 条許可を受けておられます。3 区画の分譲を予定されていましたが、このうち 1 区画が三角地で十分な建築面積や駐車場の確保が困難なため、隣接する田 1 筆、228㎡を新たに加え、5 区画で宅地分譲を行いたいという計画になっています。

追加された農地については、都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第 3 種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局から説明がありました。この案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 特に無いようので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 並びに農地法第5条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては、承認および許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第1号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規（なし）			
	再設定、	3件、	4筆、	5,760㎡。
橘町。	田。新規（なし）			
	再設定、	2件、	4筆、	7,462㎡。
朝日町。	田。新規（なし）			
	再設定、	1件、	2筆、	3,579㎡。
若木町。	田。新規（なし）			

		再設定、	3件、	5筆、	1,878 m ² 。
武内町。	田。	新規、	4件、	16筆、	24,917 m ² 。
		再設定、	1件、	1筆、	1,194 m ² 。
東川登町。	田。	新規、	1件、	1筆、	2,403 m ² 。
		再設定、	1件、	1筆、	1,126 m ² 。
西川登町。	(なし)				
山内町。	田。	新規、	4件、	6筆、	9,097 m ² 。
		再設定、	4件、	7筆、	7,995 m ² 。
北方町。	田。	新規、	3件、	8筆、	18,091 m ² 。
		再設定、	7件、	14筆、	27,214 m ² 。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については18ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりました。議案第5号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

————— 《第6号議案 農業振興地域内 農用地からの除外》 —————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の中島と申します。議案第6号の説明をいたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第2条の2第2項の規定により、農業委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

今回の案件は、農用地区域からの除外が3件、5筆です。では3ページを

ご覧ください。

1件目は、除外目的が「集合住宅」1棟です。〇〇町大字〇〇で1筆2,144㎡の除外を申請されています。集合住宅の経営を営んでいるものが、需要が高い商業施設が立地している場所で新たに建設したいということで、この場所を選定されています。

2件目は、除外目的が「植林」です。〇〇町の畑2筆、計1,175㎡の除外を申請されています。平成19年に相続を受けた時点で既に植林がなされていたとの事で、始末書を添えて提出されています。

3件目は、除外目的が「一般住宅」2棟です。〇〇町〇〇の田2筆、計808㎡の除外を申請されています。高齢の父の世話のため、実家近くに住宅を建設したいということで、この場所を選定されています。

以上、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 ほかに無いようですので質疑をとどめます。議案第6号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は承認されました。

《議案第7号 非農地証明》

会 長 次に議案第7号を議題といたします。武雄市非農地証明について、4件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。〇〇町の畑1筆、298㎡。「平成2年頃から、堤の流水及びイノシシ被害により耕作できなくなった」という案件です。

申請番号2番。〇〇町の田1筆、304㎡。「昭和47年頃から農業機械の出入り口もなく、イノシシ被害、引水もできず耕作不可能となった」という案件です。

1番、2番の非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農

地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号3番。〇〇町の畑1筆、977㎡。「昭和53年頃、周囲が山林になされたのを機に、杉を植林した。」という案件です。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号4番。〇〇町の田1筆、1,056㎡。「昭和58年12月に農地法第5条による許可を受け店舗、診療所兼居宅を新築した。」という案件です。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第3号「法第4条第1項及び第5条第1項の許可を得て完了している事実が認められる土地であって、不動産登記法第37条第1項に規定する地目変更の申請を行わず、引き続き耕作の用に供されていない土地」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 4番の案件ですが、このような事例は必ずいくつか出てきます。登記がされていないために、最後は農業委員会が非農地証明をしなければいけなくなります。

先日も「それを指導するのが農業委員の仕事だろう」という話になっていましたが、そもそも行政側の縦と横のつながりをしてもらえば起こりえない話です。もう少しご検討いただくようお願いいたします。

事務局長 ご意見ありがとうございます。少しでも改善に向かうように、事務局内でも検討をしたいと考えます。

会 長 ほかに無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。
私から案件の内容ではなく、制度についてお尋ねします。農振地の場合には農振除外の手続き後をした後でないと、非農地証明は受付できませんか。

事務局 非農地証明は、本来転用許可を受けてすべきことを簡素化して証明を出していますので、農振地の場合は農振除外の手続きをしてから、転用または非農地証明という順序になります。

会 長 事務局から説明がありましたように、農振地に植林がされていた場合には、まず農振除外をしてから次の手続きになるとのことですので、相談があった場合には各委員についてはご指導をよろしくお願いいたします。

〇〇番委員 農振の話が出たので関連してお尋ねしますが、農振地の見直しは5年に1回でしょうか。また、見直しの際には地元要望はできるのでしょうか。作業するときは1枚の田なのに半分は農振地でもう半分は農振地外というようなところがありますので。

松尾営業部理事 これまで5年おきに農振地の見直しをしてきたかと存じますが、農振法上は5年ごとに確実にしなければならないということではないようです。5年ごとに調査をなさい、それに応じて、必要であれば見直しをするということでございます。

それと、武雄市では、都市計画法に基づく都市計画の見直しを平成30年度からとりかかるようにしています。都市計画の見直しが定まってから、農振地の見直しも行いたいと考えています。

〇〇番委員 2番の案件ですが、昨年農地パトロールをした際にこの付近に行きましたが、他の農業振興地についても、耕作されている農地は何もありません。そういう農地を今後どのようにすればいいのか。農地として認めていくのか。そのような農地がたくさんあります。私たちは7月で任期が終わりますが、次の委員の方も困られる、大きな課題だと思います。

会 長 ほかに意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第7号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第8号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第8号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、1件の申請が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。農地は〇〇町にある畑1筆、田1筆、計311㎡。農地は空き家の目の前にあります。空き家バンクについては平成20年9月9日に

登録をされ、10月7日に所有権移転が行われています。空き家については既に売買が行われておりますが、バンクに登録されていた時点では遊休農地であったという事と、現在適切に農地として使用されているということで、今回の申請を受け付けております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。これについては先月皆様に、さかのぼっての適用が可能かどうかご相談をした案件です。ご承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第8号の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につきましては、原案どおり証明することに決しました。

承認の指定をしていただきましたので、今後は3条の申請が出てくると思いますので、よろしく申し上げます。今後、空き家・空き地バンクについては、こういう方法で、特例農地の指定の承認を受けたあとに、購入者の3条の許可申請という順序で、農業委員会に2回申請が出されますので、御承知願いたいと思います。

—————《議案第9号 武雄市農業委員会規程の一部を変更する規程の制定について 議案第10号 武雄市農業委員会事務局処務規定の一部を改正する規程の制定について》—————

会 長 次に議案第8号と第9号を一括して議題といたします。議案第9号 武雄市農業委員会規程の一部を変更する規程の制定について および議案第10号 武雄市農業委員会事務局処務規定の一部を改正する規程の制定について事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会規程は、農業委員会の組織や、事務局の職員、印鑑の種類などを定めたものです。もうひとつの農業委員会事務局処務規定は、事務局の組織や運営について必要な事項を定めたものです。どちらも平成18年の合併の際に制定がなされたものです。

この中に「山内分室」「北方分室」について定めた個所がございますが、5月7日から分室の業務については本庁の事務局に集約されることになりましたので、両分室について記載されている箇所を削りたいということで、改正の提案をいたします。なお、施行日は平成30年5月7日です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。5月7日から新庁舎が始まるということで、両支所が廃止されることに伴う改正との事です。これについては質疑を省略して採決します。原案通り承認することに意義ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 はい、議案第9号・第10号については原案通り制定することに決しました。

——《議案第11号 武雄市農業委員会農地基本台帳管理規程の全部改正について》——

会 長 次に議案第11号を議題といたします。議案第11号 武雄市農業委員会農地基本台帳管理規程の全部改正について事務局の説明をお願いします。

事務局 平成27年4月1日から農地台帳の公表が義務付けられたため、武雄市農業委員会農地基本台帳管理規程を全部改正し、武雄市農地台帳点検等実施規程としたいと思います。公表の範囲等は表に記載されているとおりです。ご確認をお願いします。

また、農業者等の利便性を図り、従来通りの閲覧を実施するために、武雄市農業委員会農地台帳管理及び窓口公表の特例に関する取扱要領を制定したいと考え、提案いたします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑はありますか。

(質疑なし)

会 長 採決いたします。議案第11号 武雄市農業委員会農地基本台帳管理規程の全部改正について 原案通り改正することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第11号については原案通り改正することに決しました。

——《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》——

会 長 次に、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、1件の届出が提出されております。これについて事務局の説明をお願いします。

事務局 届出番号1番。土地は〇〇町の田1筆。899㎡のうち46.04㎡。転用目的は農業用倉庫。転用時期は平成30年4月20日から平成30年7月19日を予定されております。転用理由として「隣接農地の耕作機器を収納するた

めに農業用倉庫を建設したい」という案件です。経営面積は1,980㎡となっております。

以上、報告します。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

会 長 それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめてます。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、平成30年4月の農業委員会総会を終わります。